

熱中症特別警戒アラート発表時の調布市における対応

1 熱中症特別警戒アラートの概要

発表単位	都道府県単位
位置づけ	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人命や健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合
発表時間	前日の午前10時(予告)・前日の午後2時(正式発表)
発表期間	おおよそ4月下旬～10月下旬

2 イベント開催にあたっての調布市における対応(熱中症特別警戒アラート発表時)

屋外開催イベント	市主催(共催)	原則中止又は延期
	市主催以外(※)(後援等)	環境省のキーマッセージを踏まえ、会場で参加者への熱中症対策用品配布や救護など必要な対応・体制が確保できない場合は、主催者がイベント中止又は延期を判断
屋内開催イベント	市主催(共催)	環境省のキーマッセージを踏まえ、会場でエアコン等の涼しい環境を確保するとともに、参加者への熱中症対策用品配布や救護など必要な対応・体制が確保できない場合は、担当課がイベント中止又は延期を判断
	市主催以外(後援等)	環境省のキーマッセージを踏まえ、会場でエアコン等の涼しい環境を確保するとともに、参加者への熱中症対策用品配布や救護など必要な対応・体制が確保できない場合は、主催者がイベント中止又は延期を判断

(※) 屋外スポーツ施設(公共施設)を利用する場合、熱中症特別警戒アラート発表時は、原則、施設利用は休止(施設利用料は全額返金)します。

3 熱中症特別警戒アラート発表時の環境省のキーマッセージ

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります!!
- 自分の身を守るためだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください!!
- 具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごさせているか確認してください。
- また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更(リモートワークへの変更を含む。)等を判断してください。
- 今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。